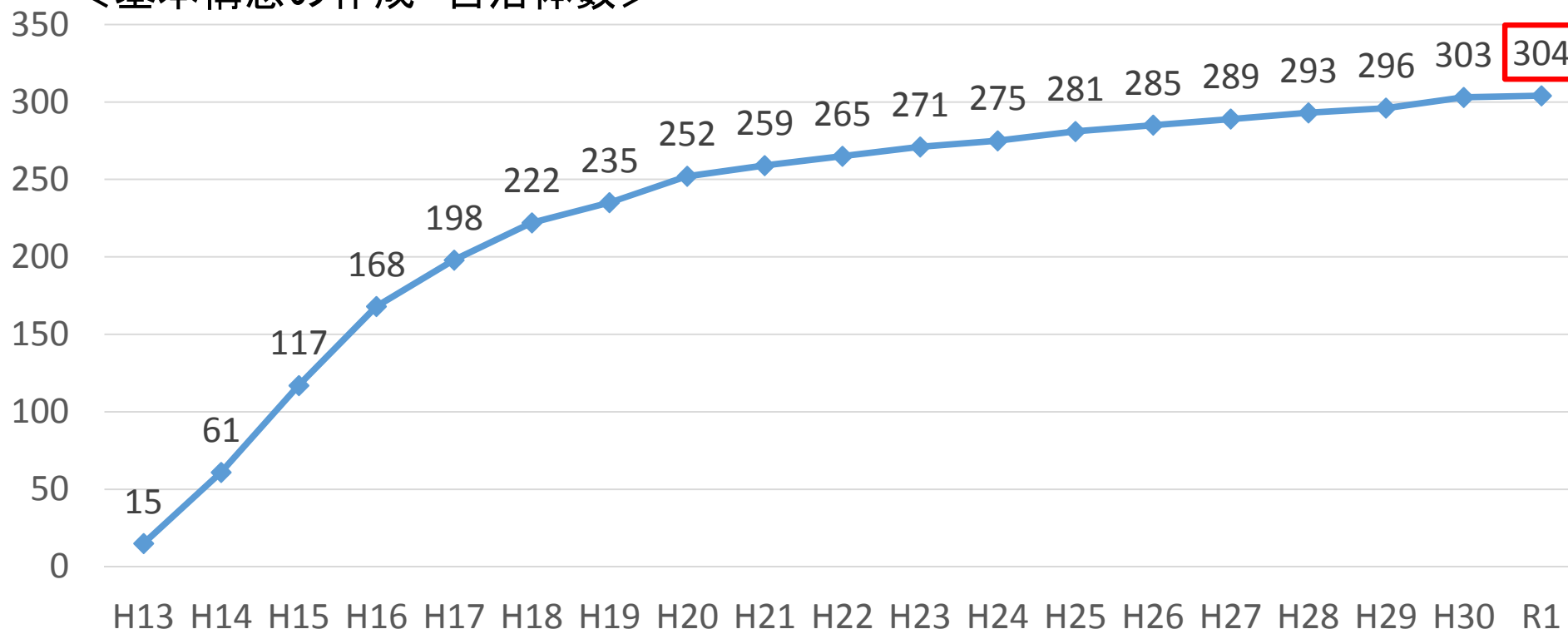


基本構想の作成状況

- ・全国における基本構想は、304市区町において作成されており、作成率は約2割となっている。
- ・人口規模が比較的大きい「市・区」で見ると、作成率は3分の1となっており、そのうち政令市・中核市・特別区は8割以上となっている。

＜基本構想の作成 自治体数＞



	全国		市・区				町		村							
	作成数	作成率	作成数	作成率	作成数	作成率	作成数	作成率	作成数	作成率						
作成率	17.5 %		34.5 %		95.0 %		82.8 %		27.0 %		91.3 %		3.1 %		0.0 %	
作成数	304 / 1741		281 / 815		19 / 20		48 / 58		193 / 714		21 / 23		23 / 743		0 / 183	

	北海道	東北	関東	北陸信越	中部
作成数	16	12	93	17	43
作成率	8.9 %	5.3 %	27.1 %	12.1 %	24.3 %
	16 / 179	12 / 227	93 / 343	17 / 141	43 / 177
うち市・区の作成率	40.0 %	14.3 %	41.2 %	26.7 %	38.1 %
	14 / 35	11 / 77	89 / 216	16 / 60	40 / 105

	近畿	中国	四国	九州	沖縄
作成数	78	20	6	18	1
作成率	39.4 %	18.7 %	6.3 %	7.7 %	2.4 %
	78 / 198	20 / 107	6 / 95	18 / 233	1 / 41
うち市・区の作成率	62.2 %	33.3 %	15.8 %	15.7 %	9.1 %
	69 / 111	18 / 54	6 / 38	17 / 108	1 / 11

	作成数	作成率	うち市・区の作成率
全国	304	17.5 %	34.5 %
		304 / 1741	281 / 815

※赤塗り箇所：
全国平均以上
※青塗り箇所：
全国平均以下

近畿における基本構想の作成状況（令和2年3月末時点）

- ・近畿における基本構想は、78市町において作成されており、作成率は約4割となっている。
- ・政令市・中核市における作成率は9割以上となっている。

	近畿	市			町	村
		政令市	中核市	その他の市		
作成率	39.4 %	100.0 %	92.3 %	56.4 %	12.5 %	0.0 %
作成数	78 / 198	4 / 4	12 / 13	53 / 94	9 / 72	0 / 15

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、市町村が**面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの**。

具体的な事業化の動きがなくても、市町村全域にわたる方針を示すなど、地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- ・ マスタープランの位置づけ、マスタープラン作成の背景、移動等円滑化促進地区の特性、マスタープランの計画期間等を記載。

○ 移動等円滑化促進地区

● 移動等円滑化促進地区の位置・区域

- ・ 移動等円滑化促進地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

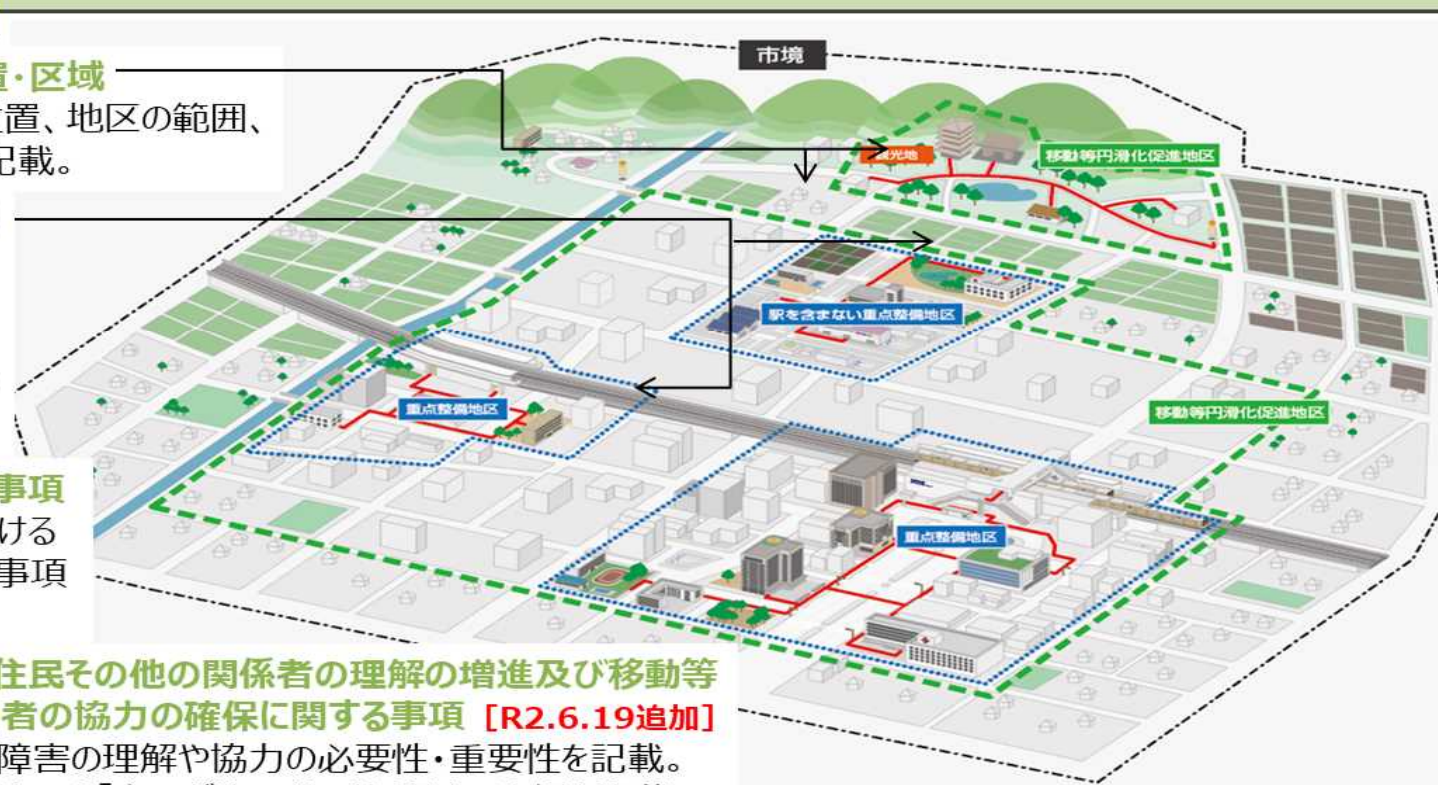
- ・ 生活関連施設、生活関連経路を位置づけ。
- ・ 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する事項

- ・ 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の促進に関する事項を記載。

● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 **[R2.6.19追加]**

- ・ 住民その他の関係者における障害の理解や協力の必要性・重要性を記載。
- ・ 住民その他の関係者が取り組むべき「心のバリアフリー」に関する取組を記載。



○ 行為の届出に関する事項

- ・ 旅客施設、道路の新設等の際に届け出る事項を記載。

○ バリアフリーマップの作成に関する事項

- ・ 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

マスタープラン作成のメリット

○ 事業に関する調整の容易化

- 市町村が目指すバリアフリー化の方向性を示すことにより、複数の関係者間で認識が共有され、**事業者**に**事業化に向けた準備期間を設ける**ことができる。
- 後述の届出制度を通じて事業者との調整が可能となるなど、**段階的な施設のバリアフリー整備が可能**となる。

○ バリアフリーマップ作成の円滑化

- マスタープランにバリアフリーマップの作成について明記した場合、各施設の管理者等から、バリアフリー化の状況等を報告させることができ、**円滑な情報収集が可能**となる。

対象施設 以下の施設の管理者等に求めることができる

義務：旅客施設、特定道路
努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無
 障害者用のトイレや駐車施設の有無・数 等

バリアフリーマップの作成例（高槻市）

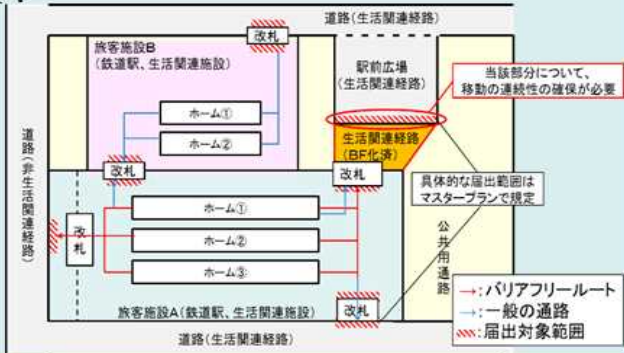


○ 届出制度による交通結節点における施設間連携の推進

- 旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に、**事前に改修工事の内容等を市町村に届け出**てもらえることが可能となり、連続したバリアフリー化が確保されるよう改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、**施設間の連携を図る**ことができる。

届出対象範囲 以下の施設間の出入口部分が対象

- 生活関連施設である旅客施設：
 - ・他の生活関連旅客施設
 - ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設
- 生活関連経路である道路：
 - ・生活関連旅客施設
 - ・市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設



届出の流れ



○ 道路や公園等のバリアフリー化に対する交付金の重点配分

- 道路事業や市街地整備事業・都市公園緑地等事業等において**歩行空間の整備や公園のユニバーサルデザイン化**を図る場合、マスタープランに位置づけられた地区は、社会資本整備総合交付金等の**重点配分の対象**となる。

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集積している地区において、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するために、市町村が作成する**具体的な事業を位置づけた計画**。基本構想の作成を通じて施設管理者相互の連携・調整を行い、移動の連続性の観点から面的・一体的なバリアフリー化が可能となる。

○ 移動等円滑化に係る基本的な方針

- 基本構想の位置づけ、作成の背景、重点整備地区の特性、計画期間等を記載。

○ バリアフリーマップの作成に関する事項

- 市町村の求めに応じて提供すべき情報の内容等を記載。

◎ 重点整備地区

● 重点整備地区の位置・区域

- 重点整備地区の位置、地区の範囲、地区の境界設定の考え方を記載。

● 生活関連施設・生活関連経路

- 生活関連施設（3以上）、生活関連経路を位置づけ。
- 生活関連施設、生活関連経路に関するバリアフリー化に関する事項を記載。

● 実施すべき特定事業に関する事項

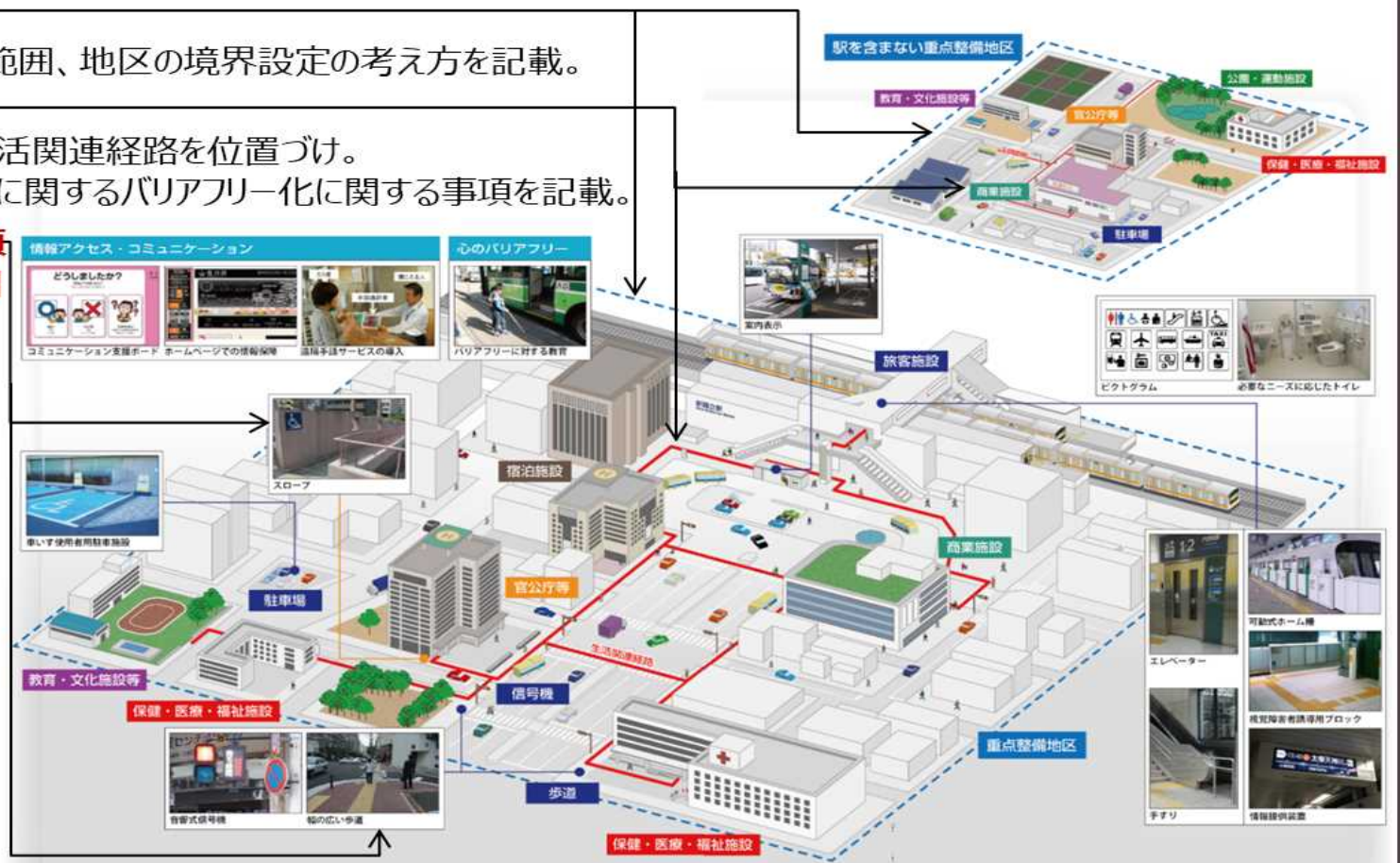
[R2.6.19「教育啓発特定事業」追加]

- 事業内容
 - 対象施設
 - 事業者
 - 整備内容
 - 事業実施時期
- 等を記載。

● 移動等円滑化のために必要な事項

- 重点整備地区におけるバリアフリー化に関する事項を記載。

- ☆ 市街地開発事業との調整
 - ☆ 駐輪施設の整備等の市街地改善
 - ☆ 交通手段の充実
 - ☆ ソフト施策
- 等



○ 既存施設も含めたバリアフリー整備の推進

- 特定事業を設定することにより、既存施設についてもバリアフリー整備の義務化の対象となり、バリアフリー化を推進することが可能となる。

○ 公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン事業）の活用

- 基本構想に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業等については、一定の要件のもと、公共施設等適正管理推進事業債におけるユニバーサルデザイン事業の対象となる。（充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて最大50%まで引上げ））

対象事業

（総務省作成資料より）

- バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業やその他の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

<バリアフリー改修の例>

- …車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

<その他のユニバーサルデザイン改修の例>

- …授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円（1台）



多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

○ 公共交通特定事業計画に係る地方債の特例

- 旅客施設におけるバリアフリー整備を公共交通特定事業に位置づけ、国庫補助金の交付対象となる場合に限り、当該事業に助成を行う場合に、地方財政法第5条の規定によらず、地方債の対象経費とすることができる。

○ バリアフリーマップ作成の円滑化

- 基本構想にバリアフリーマップの作成について明記した場合、各施設の管理者等からバリアフリー化の状況等を報告させることができ、円滑な情報収集が可能となる。

対象施設

義務：旅客施設、特定道路

努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無、
障害者用のトイレや駐車施設の有無・数 等

○ 道路、公園等及び鉄道駅のバリアフリー化事業に対する交付金・補助金の重点配分

- 道路事業や市街地整備事業・都市公園緑地等事業等において歩行空間の整備や公園のユニバーサルデザイン化を図る場合、基本構想に位置づけられた地区は、社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象となる。
- 鉄道駅のバリアフリー化の整備に関する補助制度について、基本構想に位置づけられた鉄道駅の事業は、補助金の重点配分の対象となる。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づく移動等円滑化促進方針及び基本構想（※）の策定に要する経費を支援。

※バリアフリー法の改正により、基本構想に記載する事業メニューの一つとして、従来のハード整備に加え、心のバリアフリーに関する特定事業（教育啓発特定事業）を創設予定。公共交通特定事業（ハード整備）と併せて教育啓発特定事業（ソフト対策）を基本構想に位置づけ、ハード・ソフト一体となったバリアフリー化を推進する市町村を支援。

地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化促進方針策定事業、基本構想策定事業）

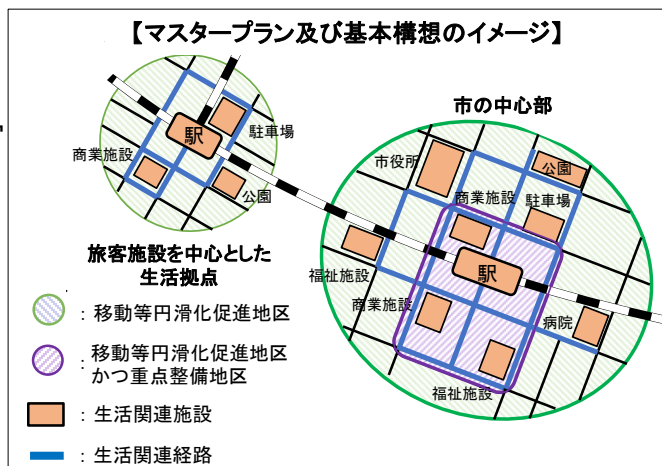
○補助対象者：市町村（ただし、バリアフリー法第24条の4第1項又は第26条第1項に規定する協議会の構成員）

○補助対象経費：地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針又は基本構想（※）の策定に必要な経費

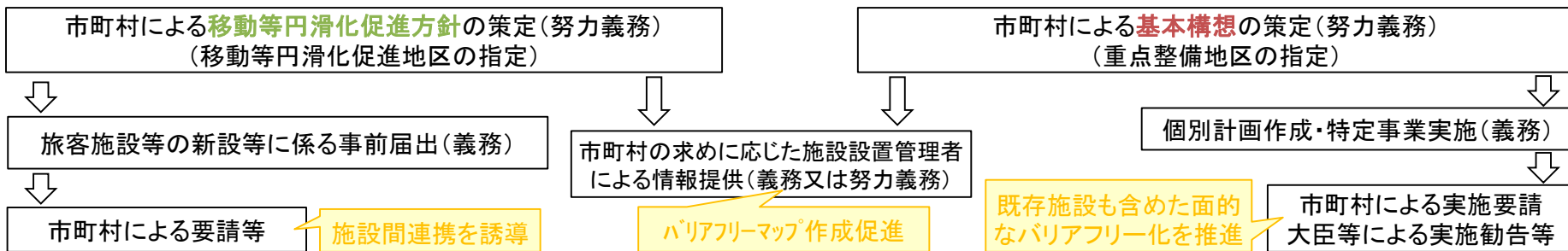
- ・ 協議会開催等の事務費
- ・ 住民・利用者アンケートの実施費用
- ・ 短期間の実証調査のための費用 等
- ・ 地域のデータの収集・分析の費用
- ・ 専門家の招聘費用

※基本構想については、公共交通特定事業（ホームドアの設置、ノンステップバスの導入等）に加え、心のバリアフリーに関する教育啓発特定事業（公共交通の利用疑似体験等）を位置づけ、ハード・ソフト一体的なバリアフリー化を目指すものに限る。

○補助率：1/2（上限500万円）



《移動等円滑化促進方針・基本構想制度の概要》



《参考資料》

- 『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』 : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html
- 『交付要綱・実施要領』 : http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

移動等円滑化促進方針作成市町村一覧（令和2年6月末時点）

都道府県	市町村
岩手県	遠野市
東京都	大田区
富山県	射水市
兵庫県	明石市
奈良県	奈良市
山口県	宇部市
福岡県	飯塚市
大分県	大分市

計8市区

近畿運輸局管内 バリアフリー基本構想作成状況

(令和2年3月31日現在)

項目 府県	1日平均利用者数	基本構想作成済の市町村	協議会を設置し 着手中 (N)は新規	将来的に 作成予定 (N)は新規	上段：利用者が3,000人/日以上 の旅客施設をもつ市町村				旅客施設 なしの 市町村						
					下段：利用者が3,000人/日以上 の旅客施設をもたない市町村										
大阪府	3千人以上	大阪市④ 堺市④ 岸和田市③ 豊中市⑤※ 池田市 吹田市⑤※ 高槻市③ 貝塚市② 守口市⑤※ 枚方市③ 茨木市②	八尾市⑥ 泉佐野市② 富田林市② 寝屋川市② 河内長野市② 松原市② 大東市② 和泉市 箕面市 柏原市③ 羽曳野市② (小計 32市1町・77構想)	門真市②※ 摂津市 藤井寺市② 東大阪市② 泉南市③ 四条畷市 交野市 大阪狭山市② 阪南市 高石市 島本町 (小計 32市1町・77構想)	岸和田市 豊中市 高槻市 茨木市 箕面市 柏原市 泉南市 四條畷市 (N)忠岡町 (8市1町)	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 貝塚市 守口市 枚方市	茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 松原市 和泉市 箕面市	柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 藤井寺市 東大阪市 泉南市 四條畷市 交野市 大阪狭山市	阪南市 高石市 島本町 泉津市 豊能町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町	能勢町 河南町 太子町 千早赤坂村	33市6町	3町1村			
	3千人未満	京都市⑨ 福知山市 宇治市⑦ 亀岡市②	向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 (小計 9市1町・35構想)	木津川市 大山崎町 (N)精華町 (1町)	長岡京市 (1市)	京都市 福知山市 宇治市 亀岡市 向日市	長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 大山崎町	舞鶴市 城陽市 南丹市 綾部市 精華町	久御山町 和束町 宇治田原町 伊根町	宮津市 京丹後市	井手町 笠置町	与謝野町 京丹波町	南山城村	2市4町1村	4町
兵庫県	3千人以上	神戸市② 姫路市② 明石市 西宮市 芦屋市 加古川市	宝塚市 川西市② 播磨町 (小計 8市1町・12構想)	明石市 (1市)	神戸市 姫路市 明石市 西宮市 芦屋市 加古川市	宝塚市 川西市 播磨町 尼崎市 伊丹市 相生市	小野市 豊岡市 赤穂市 三木市 高砂市 三田市	篠山市 たつの市 猪名川町 上郡町 福崎町	天粟市 洲本市 稲美町 太子町 多可町	西脇市 加西市 養父市 丹波市	南あわじ市 朝来市 淡路市 加東市	市川町 神河町 佐用町 香美町	新温泉町	19市4町	2市3町
	3千人未満	大津市③ 彦根市 長浜市 近江八幡市③※	草津市 守山市② 甲賀市 野洲市②※ (小計 11市1町・19構想)	高島市④ 米原市 栗東市 竜王町※ (3市)	大津市 栗東市 (N)湖南市 (3市)	大津市 彦根市 長浜市 近江八幡市	草津市 守山市 甲賀市 野洲市	高島市 米原市 栗東市	東近江市 湖南市	日野町 愛荘町	豊郷町 甲良町	多賀町	竜王町	8市5町	1町
奈良県	3千人以上	橿原市 葛城市 大和郡山市 香芝市② 奈良市	桜井市 五條市 斑鳩町 (小計 7市1町・9構想)	奈良市 (1市)	(N)生駒市 (1市)	橿原市 葛城市 大和郡山市 香芝市 奈良市	桜井市 五條市 斑鳩町 天理市 御所市	生駒市 大和高田市 宇陀市 三郷町 川西町	田原本町 王寺町 平群町	河合町 上牧町 (小計 2町・2構想)	広陵町 大淀町	吉野町 明日香村	高取町	12市6町	3町11村
	3千人未満	和歌山市 橋本市	田辺市 (小計 3市・3構想)		和歌山市 橋本市	田辺市 海南市	御坊市 有田市	岩出市	紀美野町 古座川町 美浜町 北山村	高野町 那智勝浦町	かつらぎ町 湯浅町 新宮市 紀の川市 日高町	由良町 印南町 みなべ町 日高川町 九度山町	上富田町 すさみ町 太地町 串本町	7市	3町1村
合計	3,000人以上	70市5町・155構想	2市1町	16市1町	97市18町	3町1村									
	3,000人未満	4町・4構想			12市37町2村	2市17町									
計		70市9町・159構想	2市1町	16市1町	109市55町2村	2市17町13村									

(注・ ○数字は基本構想作成数
 ・ ※(豊中市・吹田市)、(守口市・門真市)、(近江八幡市・野洲市・竜王町)は共同作成
 ・ 赤字表示の市町村は、基本構想未作成の市町村
 ・ 令和2年3月31日現在公表で本省未受理分を含む。(五條市)